

## 無担保住宅借換ローン

(2025年4月1日現在)

1. 商品名	無担保住宅借換ローン		
2. お申込み いただける方	<p>当金庫に出資のある団体会員の構成員の方、またはご自宅もしくはご勤務先（事業所）が当金庫の事業エリア内（茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県）にある給与所得者の方で、次の条件に全て該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同一勤務先に1年以上勤務されていること （自営業者等の給与所得以外の方は3年以上）</li> <li>・安定継続した年収（前年税込み年収）が150万円以上であること</li> <li>・お申込み時の年齢が満18歳以上で、最終ご返済時の年齢が満81歳未満であること</li> <li>・当金庫指定の保証機関の保証を受けられること</li> </ul> <p>※契約社員・パート社員の方や、自営業者等の方も一定の条件を満たせばご利用いただけますので、最寄りの営業店にお問い合わせください。</p> <p>※当金庫は労働組合がない会社にお勤めの方でもご利用いただけますので、お気軽に最寄りの営業店にお問い合わせください（お取引は、ご自宅またはご勤務先に近い営業店となります）。</p>		
3. お使いみち	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公的機関ならびに銀行・生命保険会社・信販会社等の金融機関、勤務先事業所、共済組合の住宅関連ローンの借換資金（借換に伴う諸費用も含む）にご利用いただけます。</li> <li>・上記の借換資金（借換に伴う諸費用も含む）と併せて、リフォーム資金にもご利用いただけます。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="438 943 1442 1016"> <tr> <td>リフォーム資金</td> <td>増改築・改修・模様替え、車庫建設、外構工事、太陽光発電設備設置等</td> </tr> </table> <p>※事業性資金、投機目的資金、負債整理資金、賃貸の用に供する不動産の取得・リフォームに係る資金（借換資金を含む）にはご利用いただけません。</p> <p>※借換対象融資は、借入後6ヶ月を経過したものととなります。</p> <p>※リフォーム資金のみのご利用はできません。</p>	リフォーム資金	増改築・改修・模様替え、車庫建設、外構工事、太陽光発電設備設置等
リフォーム資金	増改築・改修・模様替え、車庫建設、外構工事、太陽光発電設備設置等		
4. ご融資金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1万円以上2,000万円以内（1万円単位）</li> </ul> <p>※お客様の雇用形態や審査の内容によっては、ご融資の限度額が異なる場合がございますので、最寄りの営業店にお問い合わせください。</p>		
5. ご返済期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・20年以内（1ヶ月単位）</li> </ul>		
6. ご融資金利	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変動金利または固定金利をお選びいただけます。</li> </ul> <p><b>【変動金利】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・適用金利は、当金庫が定める「労金変動型住宅ローンプライムレート」（以下、「基準金利」といいます。）の変動幅に連動して、年2回変動します。</li> <li>・返済期間中の適用金利は、年2回の見直し基準日（4月1日・10月1日）に見直され、基準金利の変動幅と同率で引上げまたは引下げとなります。</li> <li>・4月1日の見直しは直後の6月の約定返済日翌日より、10月1日の見直しは直後の12月の約定返済日翌日より適用となります。</li> <li>・返済金額は、適用金利変更の都度、見直されます。見直し後の返済金額が見直し前の返済金額より減額となる場合、返済金額は据え置きとなり、返済期間が短縮されます。</li> </ul> <p>※変動金利の金利見直しルールの詳細は、【補足資料】をご確認ください。</p> <p><b>【固定金利】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・お借入時の金利がご返済終了日まで適用となります。</li> </ul>		

	<p><b>【金利引下げ】</b></p> <p>ずっとサポート引下げ</p> <p>以下①～③のいずれかの引下げ要件を満たしている団体会員の構成員の方または生協会員の方は、金利を年0.2%引下げいたします。</p> <p>①給与振込のご指定（※1）  ②財形貯蓄またはエース預金のご契約（※2）  ③有担保ローンまたは無担保ローン（マイプランを含む）のご契約  （※1）当金庫のシステムで判定できるものに限りです。  （※2）年間積立額12万円以上が対象となります。</p> <p>※引下げ要件は、ご融資実行時点で満たしている必要があります。なお、給与振込のご指定は、予約でも対象となる場合がございます。  ※複数の引下げ要件を満たしている場合でも、金利引下げ幅は年0.2%となります。  ※詳しくは最寄りの営業店にお問い合わせください。</p> <p>（1）団体会員とは、中央労働金庫に出資いただいている以下の団体をいいます。  ①労働組合 ②国家公務員・地方公務員等の団体  ③勤労者のための福利共済活動を目的とする団体で一定の条件を満たすもの</p> <p>（2）生協会員とは、中央労働金庫に出資いただいている生協のうち、生協組合員融資制度を導入している生協の組合員および同一生計家族の方をいいます。</p> <p>※対象とならない場合もございますので、詳しくは最寄りの営業店にお問い合わせください。</p>												
7. ご融資方法およびご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご融資金は、原則お借換先金融機関およびお支払先へお客様名でお振込みさせていただきます。</li> <li>ご返済方法は、元利均等毎月返済または元利均等毎月・加算月（一時金・ボーナス）併用返済のいずれかの方法をお選びいただけます。加算（一時金・ボーナス）返済部分はご融資金額の50%までとなります。</li> </ul> <p>※元利均等返済とは、毎回支払う元利金（元金と利息の合計＝1回あたりの返済金額）が一定である返済方式です。</p>												
8. 担保	<ul style="list-style-type: none"> <li>不要です。</li> </ul>												
9. 団体信用生命保険	<p>（1）制度概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>団体信用生命保険とは、借入申込人または連帯債務者の方が、万一、死亡または高度障がい状態になった場合等に、保険金が支払われ、ローン残高の返済に充当される保険です。ローン利用にあたっては、当金庫指定の団体信用生命保険にご加入いただきます。</li> <li>連帯債務でお借入の場合、借入申込人と連帯債務者の方がそれぞれご加入いただくことができます。この場合、保険金額は付保割合により按分されます。また、ご夫婦で連帯債務の場合は、夫婦連生団信をお選びいただくことができます。</li> </ul> <p>[借入申込人と連帯債務者の方がそれぞれご加入される場合]</p> <table border="1" data-bbox="437 1420 1493 1774"> <thead> <tr> <th></th> <th>付保割合設定</th> <th>夫婦連生団信</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>制度内容</td> <td>借入金額に対してそれぞれの保険割合（付保割合）を決めて加入する方法</td> <td>連帯債務でお借入のご夫婦がそれぞれ借入金額全額の保険に加入する方法</td> </tr> <tr> <td>被保険者</td> <td>借入申込人と連帯債務者の方 ※付保割合の合計は100%</td> <td>連帯債務でお借入のご夫婦</td> </tr> <tr> <td>1被保険者あたりの保険金額</td> <td>融資残高×付保割合 ※付保割合に応じた保険金が支払われます。残った融資残高はご返済を継続いただきます。</td> <td>融資残高 ※ご夫婦それぞれが融資残高を保険金額とする保険契約に加入となります。</td> </tr> </tbody> </table> <p>（2）種類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ろうきん団信（団体信用生命保険）、就業不能保障団信（団体信用就業不能保障保険）、がん団信（がん保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険）、ろうきんオールマイティ保障型団信（3大疾病保障特約・障がい特約付団体信用生命保険）の4種類の団体信用生命保険からいずれかをお選びいただけます。</li> </ul>		付保割合設定	夫婦連生団信	制度内容	借入金額に対してそれぞれの保険割合（付保割合）を決めて加入する方法	連帯債務でお借入のご夫婦がそれぞれ借入金額全額の保険に加入する方法	被保険者	借入申込人と連帯債務者の方 ※付保割合の合計は100%	連帯債務でお借入のご夫婦	1被保険者あたりの保険金額	融資残高×付保割合 ※付保割合に応じた保険金が支払われます。残った融資残高はご返済を継続いただきます。	融資残高 ※ご夫婦それぞれが融資残高を保険金額とする保険契約に加入となります。
	付保割合設定	夫婦連生団信											
制度内容	借入金額に対してそれぞれの保険割合（付保割合）を決めて加入する方法	連帯債務でお借入のご夫婦がそれぞれ借入金額全額の保険に加入する方法											
被保険者	借入申込人と連帯債務者の方 ※付保割合の合計は100%	連帯債務でお借入のご夫婦											
1被保険者あたりの保険金額	融資残高×付保割合 ※付保割合に応じた保険金が支払われます。残った融資残高はご返済を継続いただきます。	融資残高 ※ご夫婦それぞれが融資残高を保険金額とする保険契約に加入となります。											

①ろうきん団信

ろうきん団信	
保障内容	死亡保険金・高度障がい保険金
保険金額	最高2,000万円 (融資残高に応じて定まり、返済に応じて逡減します。)
加入年齢	満18歳以上満66歳未満
保険期間	ご返済期間と同一で満81歳の誕生日の前日まで
金利負担 (保険料相当額)	金利に保険料相当利率の上乗せはありません。

※ろうきん団信において夫婦連生団信をお選びの場合は、保険料相当利率として金利に年0.1%が上乗せされます。

※保障内容の詳細については、最寄りの営業店にお問い合わせください。

※健康上の理由によりろうきん団信にご加入できない方を対象とした引受緩和団信をご用意しております。引受緩和団信は、保険会社から引受緩和団信の加入見込みがあると判断されたお客様が対象となり、引受緩和団信の査定結果が承諾となった場合にご加入いただくことができます。保障内容はろうきん団信と同様ですが、保険料相当利率として金利に年0.3%が上乗せされます。引受緩和団信は、夫婦連生団信や連帯債務者が複数名加入(付保割合設定)する取扱いはありません。お申込人または連帯債務者どちらか一方の単独加入の取扱いとなります。

②就業不能保障団信・がん団信・ろうきんオールマイティ保障型団信

	就業不能保障団信	がん団信	ろうきんオールマイティ保障型団信
保障内容	死亡保険金・高度障がい保険金に加え、以下の保障が付加されます。 長期就業不能保険金 就業不能給付金		
		がん保険金 リビング・ニーズ特約保険金	3大疾病保険金 障がい保険金
保険金額	最高2,000万円 (融資残高に応じて定まり、返済に応じて逡減します。)		
加入年齢	満18歳以上満66歳未満	満18歳以上満51歳未満	
保険期間	ご返済期間と同一で満81歳の誕生日の前日まで		
金利負担 (保険料相当額)	以下の保険料相当利率が金利に上乗せされます。		
	年0.1%	年0.3%	

※借入申込人と連帯債務者の方がそれぞれご加入いただくこともできます(付保割合設定)。

※就業不能保障団信およびがん団信においては夫婦連生団信をお選びいただくことができ、この場合は、保険料相当利率として金利に年0.3%が上乗せされます。

※ろうきんオールマイティ保障型団信は、付保割合設定の方式に限られます(夫婦連生団信の取扱いはありません)。

※就業不能保障団信、がん団信、またはろうきんオールマイティ保障型団信の加入承諾が保険会社より得られなかった場合は、ろうきん団信へご加入いただきます(健康上の理由によりろうきん団信にもご加入できない場合があります)。

※保障内容の詳細については、最寄りの営業店にお問い合わせください。

10. 保証

- ・当金庫指定の保証機関をご利用いただきます。
- ・保証料は、当金庫が負担します。

11. 手数料等

- ・繰上返済(全額返済を含む)は、無料でご利用いただけます。
- ・団体会員の構成員以外の方は、ご利用にあたって中央ろうきん友の会に入会すること、または当金庫の個人会員(最低出資金1,000円が必要)となる必要がある場合があります。

12. 苦情処理措置  
(お問い合わせ・相談・苦情等の受付窓口)

- ・ご契約内容や商品に関するお問い合わせ・相談・苦情等は、お取引店か最寄りの営業店または下記のフリーダイヤルにて受け付けます。  
【お問い合わせ窓口：お客様相談デスク】 0120-86-6956  
受付時間 平日 午前9時～午後6時  
【苦情相談窓口：お客様サポート】 0120-851-581  
受付時間 平日 午前9時～午後5時
- ・当金庫の相談・苦情等への対応については、「相談・苦情等に対する取組みの概要」を公表しておりますので、窓口にてお申し付けいただくか、当金庫ホームページをご覧ください。  
【当金庫ホームページ <https://chuo.rokin.com>】

<p>13. 紛争解決措置 (第三者機関に 問題解決を相 談したい場合)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）で問題の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、上記当金庫の「お客様サポート」またはろうきん相談所にお申し出ください。</li> <li>・ お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。</li> </ul> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で問題の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に問題を移管し解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫「お客様サポート」もしくはろうきん相談所にお問い合わせください。</p> <p><b>【全国労働金庫協会 ろうきん相談所】</b>      0120-177-288    受付時間    平日    午前9時～午後5時</p>
<p>14. その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ その他詳しい内容、返済金額の試算についてご希望がありましたら、最寄りの営業店にお気軽にご相談ください。また、当金庫のホームページでも返済金額を試算することが可能です。</li> </ul> <p><b>【当金庫ホームページ <a href="https://chuo.rokin.com">https://chuo.rokin.com</a>】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ご融資にあたり当金庫所定の審査を行います。審査結果によっては、ご希望にそえない場合がございますので、ご了承ください。</li> </ul>

中央労働金庫

**【補足資料】変動金利の金利見直しルール（無担保ローン）**

**1. これからローンをご利用されるお客さま**

- ・新規借入金利は「労金変動型住宅ローンプライムレート」を基準として、随時、決定します。
- ・お申込み時の金利ではなく、ご融資実行日の金利が適用となります。

**2. ローンをご利用中のお客さま**

(1) 適用金利の見直し

- ・適用金利は、当金庫が定める「労金変動型住宅ローンプライムレート」（以下、「基準金利」といいます。）の変動幅に連動して、年2回変動します。
- ・返済期間中の適用金利は、年2回の見直し基準日（4月1日・10月1日）に見直され、基準金利の変動幅と同率で引上げまたは引下げとなります。
- ・4月1日の見直しは直後の6月の約定返済日翌日より、10月1日の見直しは直後の12月の約定返済日翌日より適用となります。

(2) 返済金額の見直し

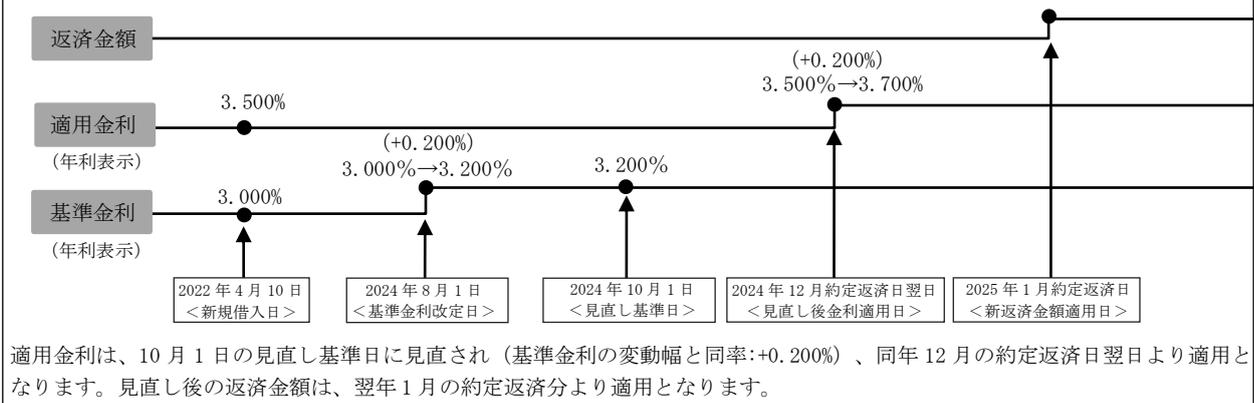
- ・返済金額は、適用金利変更の都度、見直されます。見直しの際は、最終回の約定返済日までに返済が終了するように返済金額が再計算されます。見直し後の返済金額が見直し前の返済金額より減額となる場合、返済金額は据え置きとなり、返済期間が短縮されます。

※詳細は、お手元に届く返済予定表にてご確認ください。Web お知らせサービスをご契約されているお客さまは、返済予定表が紙面では発行されませんので、Web 上にてご確認ください。

見直し基準日	見直し後の金利適用日	見直し後の新返済金額適用日
4月1日	同年6月の約定返済日翌日より適用	同年7月の約定返済分より適用
10月1日	同年12月の約定返済日翌日より適用	翌年1月の約定返済分より適用

**(例) 2022年4月10日に無担保ローンを新規借入し、返済中に基準金利が改定された場合**

※実際の基準金利の水準や改定時期とは異なります。



※2013年12月以前に契約したローンや提携ローン等において、上記ルールに基づかない場合がございます。詳細は、お取引店までお問い合わせください。